

青森県報

第四千三百五十号

平成二十九年
九月十五日
(金曜日)

目次

告 示

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 一

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出…………… (同) …… 二

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出…………… (水産振興課) …… 二

○ 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更…………… (会計管理課) …… 二

公 告

○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (会計管理課) …… 二

選挙管理委員会

○ 個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正…………… (事務局) …… 三

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)…………… (同) …… 三

公安委員会

○ 警備員の検定合格者審査の実施…………… (保安課) …… 四

雑 報

○ 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により公立大学法人青森県立保健大学が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができるとする保有個人情報の一部改正…………… (公立大学法人青森県立保健大学) …… 六

正 誤

○ 平成二十九年八月三十日定例告示中…………… (環境保全課) …… 六

告 示

青森県告示第六百五十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三笠訪問看護ステーション	平川市館田西和田二〇一の二	平成 二九・八・三〇
浜田みやかわ眼科	青森市大字浜田字玉川三四六の一	二九・九・一
くるみ薬局湊高台店	八戸市湊高台五丁目一三の二七	〃

青森県告示第六百五十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十九年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定医 の区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	名 称	所 在 地	担当する 診療科名	変更 年月日
変更前	難病指 定医	樋熊 有子	弘前大学医 学部附属病 院	弘前市大字本町 五三	弘前市大字宮川 三丁目一の四	形成外科	平成 二五・四・一
変更後	難病指 定医	宮川 靖博	青森市民病 院	青森市勝田一丁 目一四の二〇	青森市大字浜田 一字玉川三四六の 一	眼科	二五・九・一
変更後	難病指 定医	宮川 靖博	浜田みやか わ眼科	青森市大字浜田 一字玉川三四六の 一	青森市大字宮川 三丁目一の四	眼科	二五・九・一

青森県告示第六百五十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所	届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
後潟	青森市大字後潟字平野一八の四 神山 義照 青森市大字後潟字大原八七の三 西谷 文昭 青森市大字後潟字大原一四 工藤 美智磨	平成二十九年 九月十五日か ら同月二十九 日まで	後潟漁業協 同組合		

青森県告示第六百五十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十三年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
八戸農業協同組合
- 二 変更内容
 - 1 変更前
三戸郡三戸町大字二日町四一
 - 2 変更後
三戸郡三戸町大字川守田字大明地二二の一

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
研究用PET薬剤合成装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十九年八月二十一日
- 五 落札者の名称及び住所
JFEエンジニアリング株式会社
神奈川県横浜市鶴見区末広町二の一
- 六 落札金額
八千五百四十四万円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされしていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十九年七月七日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号(個人演説会等を開催する

ことのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

表中

弘前市三省地区交流センター	〃	大字三世寺字鳴瀬六八の三	を
弘前市三省地区交流センター	〃	大字三世寺字鳴瀬六八の三	を
弘前市泉野多目的コミュニティ施設	〃	大字泉野三丁目六の二	に改める。

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十九年九月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、五三三 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二四〇、八二九 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

- 東津軽郡選挙区 六、九九四人
- 西津軽郡選挙区 五、六八二人
- 南津軽郡選挙区 六、六五五人
- 北津軽郡選挙区 七、九〇六人
- 上北郡選挙区 二八、一九七人
- 三戸郡選挙区 二〇、一九一人
- 青森市選挙区 八二、二二二人
- 弘前市選挙区 五〇、四〇二人
- 八戸市選挙区 六五、七一三人
- 黒石市選挙区 九、八三四人
- 五所川原市選挙区 一九、六〇九人
- 十和田市選挙区 一七、七四〇人
- 三沢市選挙区 一一、〇〇四人
- むつ市選挙区 二一、六〇一人
- つがる市選挙区 九、七〇二人
- 平川市選挙区 一二、一〇六人

公安委員会

青森県公安委員会告示第百三三号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十九年十一月一日（水）午後一時から午後五時まで
2 場所
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
二 実施する審査及び審査対象者
検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

- 1 空港保安警備業務に係る一級の審査
検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者
- 2 空港保安警備業務に係る二級の審査
空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であって旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者
- 3 施設警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
- 4 施設警備業務に係る二級の審査
常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
- 5 交通誘導警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
- 6 交通誘導警備業務に係る二級の審査
交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
- 7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備（次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
- 8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査
核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
- 9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査

貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予 定 定 員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

平成二十九年十月二日（月）から同月十三日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営

業所に属する警備員は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者が次に掲げる(一)、(二)に該当する場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面の全てをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

雑 報

公立大学法人青森県立保健大学告示第一号

平成二十七年七月一日公立大学法人青森県立保健大学告示第一号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができ
る保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十五日

公立大学法人青森県立保健大学

理事長 上 泉 和 子

表保有個人情報の項目中「大学入試センター試験の教科・科目別得点、個別学力検査の得点並びに総合得点及び総合順位」を「大学入試センター試験の教科・科目別得点、個別学力検査の得点及び合計得点」に改める。

正 誤

環 境 保 全 課

発行年月日	平成元・八三〇 第四三四三三号	区分	告示	番 号	第六一〇号	ページ	一	段	下	行	二	誤	正
												産 業 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場 （ 安 定 型 ）	東 通 村 田 屋 地 区 産 業 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場 （ 安 定 型 ） 指 定 区 域
												第十三条の二第三号イ	第十三条の二第三号イ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する、法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者により産業廃棄物の埋立処分用に供された場所であつて廃止されたもの）

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭